

(公開用 会議録原本と一部異なる場合があります)

令和6年

第1回東栄町議会臨時会

会 議 録

令和6年7月2日(火)

令和6年第1回東栄町議会臨時会会議録

招集年月日 令和6年7月2日(火) 開議 午前9時00分
散会 午前9時23分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

1番 岡田 浩二	2番 佐々木 一也
3番 浅尾 もと子	4番 櫻井 孝憲
5番 伊藤 真千子	6番 西谷 賢治
7番 村本 敏美	8番 加藤 彰男

不応招議員 なし

出席議員 (8名)

1番 岡田 浩二	2番 佐々木 一也
3番 浅尾 もと子	4番 櫻井 孝憲
5番 伊藤 真千子	6番 西谷 賢治
7番 村本 敏美	8番 加藤 彰男

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	村上 孝治	副町長	伊藤 克明
教育長	岡田 守		
総務課長	伊藤 太	会計管理者兼税務会計課長	藤田 智也
生活環境課長	伊藤 仁寿	福祉課長	亀山 和正
経済課長	佐々木 豊	建設課長	原田 経美
教育課長	青山 章	診療所事務長	高尾 公彦

公務による欠席者 なし

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 加藤 寿基

令和6年第1回東栄町議会臨時会議事日程

出席議員の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第38号 議案第38号LGWAN接続用ノートパソコン物品売買契約について

----- 開 会 -----

議長（加藤彰男君）

ただいまから令和6年度第1回東栄町議会を開会いたします。

只今の出席議員数は8名です。定足数に達していますので直ちに本日の会議を開きます。

----- 会議録署名議員の指名 -----

議長（加藤彰男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第123条の規程により2番佐々木一也議員、6番西谷賢治議員の2名を指名いたします。

----- 会期の決定 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

----- 議案第38号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第3、議案第38号「LGWAN接続用ノートパソコン物品売買契約について」を議題といたします。執行部の説明をもとめます。

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

議案第 38 号、L G W A N 接続用ノートパソコン物品売買購入について。次のとおり物品売買契約を締結したいので、東栄町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求める。契約の目的、L G W A N 接続用ノートパソコン購入。契約の方法、指名競争入札。契約金額、1,731 万 8,752 円。契約の相手方、愛知県豊橋市花田町字荒木 95 番地、株式会社ヒミカ、代表取締役社長高城一晃。以上です。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

L G W A N 接続用ノートパソコン物品売買契約についてお訪ね致します。契約金額 1,731 万 8,752 円という高額な売買契約ではありますが、ただ今の説明は簡潔過ぎるというふうに考えております。どういう契約を結ぶのか、どんな商品を購入するのかといったことをぜひ議会や町民に明らかにして頂きたいという観点からお訪ねいたします。まずこの L G W A N 接続用ノートパソコンの売買について、この L G W A N 接続というのは自治体間相互につなげる行政専用のネットワーク、インターネットによらないネットワークを指すものと理解しております。まず 1 つ、契約の概要についてお伺いしたいと思います。つまりいつまでに設置するのですとか納期、サポート期間やサポートの内容、入札の経過、どこに納入するのか、予定価格、入札参加社の名称とそれぞれの入札額、落札率、購入目的物品の概要、パソコンの種類台数、OS、サイズ、CPU やメモリー、ストレージ通信関係等のスペックに関する情報その他付属品ですとかアプリケーションなどソフトウェアなんかについてもお訪ねしたいと思います。そしてこういった資料を、契約の概要を示す資料については議会で質問をうけなくても町自ら示して頂きたいと考えます。改めて資料提供を求めたいと思いますが認識を伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

まず、納期につきましては、令和 6 年 7 月 31 日となっております。サポート期間、サポート内容につきましては、これ補償期間と理解しておりますが 1 年、内容は故障不具合等の対応が考えられます。あと、入札の経過、納入場所、予定価格、入札参加者の名称等ですけども、納入場所については東栄町大字本郷地内、予定価格につきましては、こちら税抜きですけども、1,720 万 9 千円、あとは入札参加者の名称及び入札額、入札率ですけれ

ども、まず、教育産業株式会社豊橋営業所、こちらは辞退されております。三河リコピー販売株式会社、こちらの入札金額が2,128万円。株式会社ヒミカ、こちらが1,574万4千円。株式会社フューチャーイン豊橋営業所、こちらは辞退されております。富士フィルムビジネスイノベーションジャパン愛知支社、こちらも辞退されております。落札率につきましては、91.6%となっております。後は購入目的ですけれども、一般的にノートパソコンを対応年数は4年が一般的ですけれども、すでに8年経過しているため数台不具合等でできております。それに伴って更新の意味で購入するものです。あとパソコンの種類につきましては、富士通製のLifebook、こちら88台購入致します。OSにつきましては、Windows11、サイズにつきましては、15.6型、CPUにつきましてはインテルコア、メモリーにつきましては8GB、ストレージ容量につきましては、256GBとなっております。主な付属品等はACアダプター、電源ケーブル、USBマウス等々となっております。契約の概要を示す資料を求めたいという認識をとということですけれども、議会として提出を求められれば提出したいと考えております。以上です。

議長（加藤彰男君）

よろしいでしょうか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

はい、もう1点伺いたいします。

今回の入札の方法がまた従来通り指名競争入札となっております。指名競争入札によるべきだと判断した理由を伺いたいと思います。また次に述べます国の指針でありますとか通知にそった入札方法に改めるべきだと私は考えますが認識を伺いたいと思います。まず1点目は令和4年4月1日付の総務省、国土交通省大臣の連名での通知であります。公共工事の入札及び契約の適正化の推進についてという通知の中では、一般競争入札を未導入の地方公共団体においては速やかなその導入を図ることとしております。もう1点、令和4年5月に変更された公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針であります。こちらには引き続き指名競争入札を実施する場合には、公正な競争の促進を図る観点から指名基準を策定し及び公表した上でこれに従い適切に指名するものとするが、この場合であっても、公共工事ごとに入札参加意欲を確認し当該公共工事の施行に係る技術的特性等を把握するための簡便な技術資料の提出を求めた上で指名を行う、いわゆる公募型指名競争入札等を積極的に活用するものとするとしております。以上の点踏まえて入札方法を改める考えはないか伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

今の趣旨のご質問は6月の定例会の時にも頂いておると記憶しておりますけれども、やはり我々のスタンスとしましては地元業者の育成や信頼性を考慮しまして指名競争入札としております。また指名の適正化を確保するため指名基準を設けて指名審査会により業者を選定しております。以上です。

議長（加藤彰男君）

浅尾議員。3回目です。

3番（浅尾もと子君）

3回目のお訪ねです。まず1点は最初の質疑に対しての再質問になりますが、事前の聞き取りではマイクロソフト365というサブスクリプションを採用していると伺っておりますが、1台ごとにそうした契約を結ぶものと理解してよいか。それから、本郷地内に納入というんですけれども、この88台、どういう職員どういう職種の方が使用するのかを伺いたいと思います。以上です。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

最初の質問ですけれども、1台ごとに設定を致します。そして使用する職員ですけれども、本庁における職員、ひだまりプラザの職員、我々一般職員とあと会計年度任用職員分も含まれております。以上です。

議長（加藤彰男君）

はい、他にございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。

続いて本案に対して討論に入ります。討論はございませんか。

はい、浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

日本共産党浅尾もと子でございます。L G W A N接続用ノートパソコン物品売買契約について反対の立場で討論致します。今回の契約は職員が業務で使用するL G W A N接続用ノートパソコン88台を購入するものです。株式会社ヒミカとの間で1,731万8,752円の契約を結ぶものです。前回購入時から8年間経過しているとの事、処理速度の遅れやフリーズするなどの支障が現に生じているということを事前に職員の方から聞き取りを致しました。機能性の観点からすれば入れ替え自体に異論をもっているわけではありません。しかし入札にあたって透明性、競争性が担保されなければならないとする観点から以下2点述

べて反対したいと思います。まず1点目、町が一般競争入札を導入しないという点であります。契約金額1,731万8,752円、88台のノートパソコン1台あたりに均しますと19万6,804円という高額な契約であります。信頼性そして地元の事業者の育成という事を町は先ほどの質疑で指名競争入札による理由としてあげております。しかし、今回入札に参加している事業者の中では、当然ながらこの88台のものノートパソコンを納入する事業者として東栄町から参加している事業者はありません。私はこれだけ高額な契約である以上経済性ということも1点重視されなければいけないと考えます。町が指名競争入札の方法を執った事はベストな方法だったと言えるのか以下討論で述べたいと思います。国は、総務省でありますけれども、もっとも競争性、透明性、経済性に優れた方法として、一般競争入札を原則としております。そして指名競争入札や随意契約は例外として認めているという所なんですけれども、近年でも令和4年6月1日付で総務大臣、国土交通大臣の連名で公共工事の入札及び契約の適正化の推進についてと題した通知の中で、一般競争入札の未導入の地方公共団体においては速やかにその導入を図ることとしております。東栄町では、ご答弁頂いたように一般競争入札は行われておりません。しかし町がメインでとってきた指名競争入札には、町が事業者を指定する上で、指名する上で恣意性が入ってしまうという恐れがあり、また談合が容易であるなどのデメリットがあることから、全国的には一般競争入札を拡大していくという状況にあります。事後審査型一般競争入札でありますとか条件付き一般競争入札といったあり方であれば、町が先ほど答弁したような地元事業者の育成又は信頼性を確保することも可能だと考えます。令和5年度に東三河8市町村で一般競争入札を一度も実施しなかった自治体は東栄町のみとなっております。このままでよいのかということが問われていると思います。また国の指針では令和4年6月変更された公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針は、引き続き指名競争入札を実施する場合には指名基準を策定し公表した上で、これに従い適切に指名を行うものとするか、この場合であっても公共工事ごとに入札参加意欲を確認し当該公共工事の施工に係る技術的特性等を把握するための関連な技術資料の提出を求めた上で指名を行う公募型指名競争入札を積極的に活用するものとするとしております。しかし、町は指名業者選定要領を作っているといっても公表していないといえます。ですから町の入札に参加することを希望する事業者の皆さんはどういう条件で指名されるのか不透明な状況におかれることとなります。また町は指名競争入札にあたって事前に参加意欲の確認も行っておりません。ですので、今回の入札のように5社を指名したうち3社が辞退して入札に加わらなかったと、2者のみの入札となって落札率は91.48%であったという結果でありましたが、お隣の設楽町が昨年令和5年に実施したL G W A N系及びインターネット系パソコン購入事業の事後審査型一般競争入札では6社が入札を行い、落札率は62.24%と今回の東栄町の事例よりも大幅に落札率を引き下げたという結果になりました。設楽町の事例や国の通知指針を踏まえるのであるならば透明性と競争性経済性を確保する取組が充分だったと言えないと考えます。そして2点目はやや重複しますが、町の情報開示の姿勢が欠けているということでもあります。町は本来例外であるべき指名競争入札を多用するにあたって透明性を確保し住民への説明責任を果たすという取組を怠っていると考えます。ただいまのご答

弁では議会から求められれば資料を示すというご答弁でありましたけれども、設楽町の場合は、私が先に質問したような資料が何も言わなくても議会に示されているものなんです。工事や物品売買契約にあたって、東栄町ではこれ本当に簡単な議案が1枚配られるだけです。10億円の工事であっても、2千万円の契約であっても同じですけども、設楽町の場合では概要の分かる資料、例えば入札日時や納入場所、納期、予定価格、最低制限価格、落札価格、落札率、入札執行状況、購入目的やその物品の概要。工事契約であれば工事の概要と工事区間がどこであることを記載した地図等が配られております。これらの資料を受けてはじめて議員は基本的な契約の内容を知ることができますし、住民に説明することができるわけです。町は議員に質問されるまで何も答えないのではなく、透明性を確保し住民の信頼性を高める立場にたち説明責任を果たすことが求められていると考えます。私は入札の透明性を高め同時に競争性と経済性さらに地域経済の循環を担保するため、地域を指定するなどした条件付き一般競争入札を導入して頂くことを求めまして反対討論といたします。

議長（加藤彰男君）

反対討論がありました。他に討論はございませんか。

はい、佐々木議員。

2番（佐々木一也君）

2番佐々木一也です。私は議案第38号L GWAN接続用のノートパソコン物品売買契約について賛成の立場で討論します。今回は役場職員のノートパソコン88台を更新する物品売買契約とのことです。ノートパソコンの前回更新が、事前に聞いた時に平成28年ということで8年ほど経過しています。パソコンの耐用年数は減価償却資産としては4年又は5年とされていて、それから考えると倍近い年数が経過していて大切に利用していたのだなと思います。ただ、年数の経過等によって遅延や不具合がでてきたパソコンもあるようで、更新するタイミングが来ているのだと感じます。L GWAN総合行政ネットワークなどのシステムのインストールなどがある専門的な売買契約であると判断し、契約金額にも不審を感じることもありませんので賛成します。ただ近隣町村では一般競争入札を取り入れていますので、近隣の状況を確認しながら一般競争入札も取り入れていただきたいことを申し出て賛成討論とします。

議長（加藤彰男君）

他に討論よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

以上で討論を終わります。

これより起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立をもとめます。

着席ください。

賛成起立者 6 名です。多数です。

よって、議案第 38 号は原案のとおり可決されました。

----- 閉 会 -----

議長（加藤彰男君）

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了しました。なお先程ありました質疑の中における契約概要につきましては、事務局のほうで先程の答弁を含めて議員の皆さんには概要が分かるように伝えるようにしますのでよろしくお願い致します。

以上をもちまして、令和 6 年第 1 回東栄町議会臨時会を閉会いたします。